諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和６年１０月１０日（令和６年（行情）諮問第１０８９号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７３号）
事件名：秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成２１年防衛省訓令第２５号）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の概要

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和６年６月１９日付け防官文第１４３２６号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）ないし（４）（略）

（５）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（６）及び（７）（略）

第３　諮問庁の説明の概要

１　経緯

本件開示請求は、「「秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令」。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和６年６月１９日付け防官文第１４３２６号により、法５条３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２　法５条該当性について

本件対象文書中、９枚目及び１０枚目のそれぞれ一部については、秘密

の取扱いに関する適格性を確認するための具体的な手続等に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊における調査能力が推察され、我が国に対して情報収集活動を展開している他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条３号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）ないし（３）（略）

（４）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条３号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（５）及び（６）（略）

（７）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和６年１０月１０日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同月２４日　　審議

④　令和８年９月７日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑤　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件対象文書は、上記第１のとおりであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、防衛省における秘密の取扱いに関する適格性の確認制度の具体的な手法等に関する情報が記載されている。

当該部分については、これを公にすることにより、防衛省の秘密保全態勢、能力等が推察され、防衛省の職員等から不正に情報を入手しようとす

る外国情報機関等による対抗・妨害措置を容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の情報保全事務の適正な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条３号に該当すると認められるので、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑